

平成31年 第3回

北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	平成31年3月25日(月)
場 所	第一農業委員会会議室
	午前10時00分 開会
	午前10時45分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 報告第1号
- 第 8 報告第2号
- 第 9 報告第3号
- 第10 報告第4号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地転用事業計画に係る変更承認申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 8 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 第 9 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 第 10 報告第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用配分計画の認可について

3 平成31年第3回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君	○	
2	高橋 秀幸 君	○	
3	吉田 和子 君	○	
4	渡邊 幸夫 君	○	
5	畑中 利男 君	○	
6	福田 保志 君	○	
7	中村 圭一 君	○	
8	萩原 和裕 君	○	
9	入倉 孝徳 君	○	
10	安斉 誠一 君	○	
11	芝山ひとみ 君	○	
12	岡田 貢 君	○	
13	大林 実 君	○	

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君	○	
16	竹下 雅英 君	○	
17	杉山 茂樹 君	○	
18	竹中 秀樹 君	○	
19	黒須 倫子 君	○	
20	米森 裕之 君	○	
21	岡部 浩 君	○	
22	國田 恭一 君	○	
23	鎌口 幹雄 君	○	

出席 22 名
 欠席 0 名
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	山本 英司 君
事務局 次長	藤沢 浩 君
農地課 長	宮部 秀明 君
総務係 長	清水 拓 君
農地係 長	谷地 洋光 君

(3) 議長 鎌口 幹雄 君
 署名委員 21番 岡部 浩 委員
 署名委員 22番 國田 恭一 委員

事務局長
(山本 英司君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、平成31年第3回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(山本 英司君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしくお願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

これより、平成31年第3回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(藤沢 浩君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、22名全員の出席であります。
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は、21番 岡部委員、22番 國田委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の1ページでございます。
議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は、賃借権が1件で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が11筆で、合計面積は50,554.86㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

1番
(前澤 一幸君)

番号1番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、豊地●●● 「畑」、外「畑」10筆、合計面積は50,554.86㎡。貸主は、●●●さん。借主は、●

● ●さんです。申請事由は、貸主は、借主の希望により、農地を貸し付ける。借主は、農業経営の規模拡大を図るため、農地を借り受けるというものです。以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、『議案第2号 農地転用事業計画に係る変更承認申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の2ページでございます。
議案第2号 「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」 ご説明いたします。
このことについて、下記のとおり変更承認申請があったので、道知事宛意見を附して進達するため、審議のうえ適否の決定を求めるというものであります。この案件につきましては、担当係長から説明をいたします。
以上でございます。

農地係長
(谷地 洋光君)

それでは、2班に関わる案件、番号1番についてご説明いたします。
本申請は、平成30年3月30日付けで砂利採取のための転用許可を受けた計画の内容を変更するものであります。
番号1号、所在・地番は、美園● ● ● 外1筆。現況地目は「畑」、合計面積は12,011㎡。転用事業者は、● ● ●、申請者は、● ● ●、転用目的及び計画の内容は、砂利採取。申請事由は、当初の許可期間内に事業が完了しないため期間を延長するというものです。
以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、『議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の3ページでございます。
議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。
今回の通知は、合意解約による通知が1件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。
なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が11筆で、合計面積は50,554.86㎡であります。
以上でございます

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

1番
(前澤 一幸君)

番号1番についてご説明いたします。
番号1番、所在・地番については、豊地●●● 「畑」、外「畑」10筆、合計面積は、50,554.86㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年2月22日。引渡しの時期は、平成31年2月22日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6、『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の4ページから10ページでございます。
議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が19件、所有権売買が4件、

賃借権の移転が4件、使用貸借による権利の移転が1件の合計28件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、集積計画に係る地目及び面積は、10ページ欄外に記載のとおり「田」が23筆、「畑」が87筆で、合計面積は617,857.94㎡であります。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番
(安斉 誠一君)

番号1番から6番についてご説明いたします。

番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は280,000円、10aあたり7,000円です。

番号2番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は50,000円、10aあたり95,100円です。

番号3番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は5,600,000円、10aあたり101,700円です。

番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は232,000円、10aあたり6,000円です。

番号5番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん(持分3分の2)。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は53,000円、10aあたり6,000円です。

番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん(持分3分の2)。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は192,000円、10aあたり6,000円です。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

5番
(畑中 利男君)

番号7番から15番についてご説明いたします。

番号7番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は163,000円、10aあたり7,100円です。

番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は167,000円、10aあたり6,900円です。

番号9番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は6,500,000円、10aあたり234,500円です。

番号10番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は75,000円、10aあたり3,000円です。

番号11番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は17,800円、10aあたり3,000円です。

議 長
(鎌口 幹雄君)
1 番
(前澤 一幸君)

番号 1 2 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 23,000 円、10 a あたり 3,000 円です。

番号 1 3 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 9,000 円、10 a あたり 2,000 円です。

番号 1 4 番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 52,000 円、10 a あたり 200,800 円です。

番号 1 5 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 360,000 円、10 a あたり 8,000 円です。

以上でございます。

つづきまして、第 3 班よりお願いいたします。

番号 1 6 番から 2 8 番についてご説明いたします。

番号 1 6 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 70,000 円、10 a あたり 4,300 円です。

番号 1 7 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん (法定持分 2 分の 1)、● ● ●さん (法定持分 6 分の 1)、● ● ●さん (法定持分 6 分の 1)。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 29,000 円、10 a あたり 3,800 円です。

番号 1 8 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん (法定持分 2 分の 1)、● ● ●さん (法定持分 6 分の 1)、● ● ●さん (法定持分 6 分の 1)。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 200,000 円、10 a あたり 4,700 円です。

番号 1 9 番、権利は賃借権の移転です。権利の設定等をする者、● ● ●さんで、その土地の所有者は、● ● ●さんです。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 50,000 円、10 a あたり 4,500 円です。

番号 2 0 番、権利は賃借権の移転です。権利の設定等をする者、● ● ●さんで、その土地の所有者は、● ● ●さんです。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 368,000 円、10 a あたり 5,000 円です。

番号 2 1 番、権利は賃借権の移転です。権利の設定等をする者、● ● ●さんで、その土地の所有者は、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 564,000 円、10 a あたり 7,300 円です。

番号 2 2 番、権利は賃借権の移転です。権利の設定等をする者、● ● ●さんで、その土地の所有者は、● ● ●さん (法定持分 2 分の 1)、● ● ●さん (法定持分 6 分の 1) です。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 140,000 円、10 a あたり 4,700 円です。

番号 2 3 番、権利は使用貸借による権利の移転です。権利の設定等をする者、● ● ●さんで、その土地の所有者は、● ● ●さんです。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりです。

番号24番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん(持分2分の1)、●●●さん(持分2分の1)。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は19,421円、10aあたり10,100円です。

番号25番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は19,986円、10aあたり10,100円です。

番号26番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は20,168円、10aあたり10,100円です。

番号27番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は20,067円、10aあたり10,100円です。

番号28番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん(持分5分の1)、●●●さん(持分5分の1)、●●●さん(持分5分の1)。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は10,906円、10aあたり10,100円です。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、8番の案件については、●●●委員が除斥の対象となりますので、まず、8番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、8番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、8番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、8番の案件に対する質疑には入りますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長
(鎌口 幹雄君)

それでは、8番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま

せんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議 長
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第7、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の11ページから13ページでございます。
報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が6件であります。

番号1番、所在及び地番は、東陵町● ● ● 「畑」、外「畑」3筆、合計面積は50,942㎡であります。被相続人は、● ● ●さん。相続人は、同住所 ● ● ●さんです。届出日は平成31年2月26日、受理通知日は平成31年3月4日です。

番号2番、所在及び地番は、小泉● ● ● 「田」、外「畑」1筆、合計面積は9,990㎡であります。被相続人は、● ● ●さん。相続人は、● ● ●さんです。届出日は平成31年3月4日、受理通知日は平成31年3月6日です。

番号3番、所在及び地番は、小泉● ● ●の内 「畑」、外「畑」22筆、合計面積は52,072㎡であります。被相続人は、● ● ●さん。相続人は、同住所 ● ● ●さんです。届出日は平成31年2月12日、受理通知日は平成31年2月15日です。

番号4番、所在及び地番は、ひかり野● ● ● 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は606㎡であります。被相続人は、● ● ●さん。相続人は、● ● ●さんです。届出日は平成31年2月12日、受理通知日は平成31年2月15日です。

番号5番、所在及び地番は、双葉町● ● ● 「畑」、外「畑」2筆、合計面積は2,782.05㎡であります。被相続人は、● ● ●さん。相続人は、同住所 ● ● ●さんです。届出日は平成31年2月15日、受理通知日は平成31年2月20日です。

番号6番、所在及び地番は、豊田● ● ● 「畑」1筆、面積は3,410㎡であります。被相続人は、● ● ●さん。相続人は、同住所 ● ● ●さんです。届出日は平成31年2月21日、受理通知日は平成31年2月28日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、13ページ欄外に記載のとおり、「田」が1筆、「畑」34筆で、合計面積は119,802.05㎡であります。

また、これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。
次に、日程第8、『報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の14ページでございます。
報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」 ご説明いたします。
今回の届出は、2件です。
番号1番、土地の所在及び地番は、東三輪●●● 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は1,154㎡です。申請人は、●●●さん。転用目的及び計画の内容は、駐車場整備です。届出受理年月日は平成31年2月21日、届出処理年月日は平成31年2月28日です。
番号2番、土地の所在及び地番は、双葉町●●● 「畑」、面積は1,401.75㎡です。申請人は、●●●さん。転用目的及び計画の内容は、借家建設です。届出受理年月日は平成31年2月15日、届出処理年月日は平成31年2月20日です。
なお、これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。
次に、日程第9、『報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の15ページから16ページでございます。
報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」 ご説明いたします。
今回の届出は、所有権が4件です。
番号1番、所在及び地番はとん田西町●●● 「畑」、面積は352㎡です。譲渡人は、●●●さん、譲受人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅建設です。届出受理年月日は平成31年2月22日、届出処理年月日は平成31年2月28日です。
番号2番、所在及び地番は、中央三輪●●● 「畑」、外「畑」3筆、合計面積は1,127.14㎡です。譲渡人は、●●●さん、譲受人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、宅地分譲です。届出受理年月日は平成31年2月22日、届出処理年月日は平成31年2月28日です。

番号3番、所在及び地番は、東三輪●●● 「畑」、外「畑」11筆、合計面積は16,807.39㎡です。譲渡人は、●●●さん、譲受人は、●●●です。転用目的及び計画の内容は、宅地造成です。届出受理年月日は平成31年2月21日、届出処理年月日は平成31年2月28日です。

番号4番、所在及び地番は、中ノ島町●●● 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は293㎡です。譲渡人は、●●●、譲受人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅建設です。届出受理年月日は平成31年2月28日、届出処理年月日は平成31年3月6日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が19筆で、合計面積は18,579.53㎡であります。

また、これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長専決処理をいたしました。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第10、『報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律18条の規定による農地利用配分計画の許可について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の17ページでございます。

報告第4号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画の認可について」ご説明いたします。

このことについて、下記のとおり北海道知事から通知があったので報告するものであります。

番号1番、権利の設定等をする者は、●●●。権利の移転をする者は、●●●●●さん、権利の移転を受ける者は、同住所 ●●●●●さんです。土地の表示以下は、記載のとおりで、認可年月日は、平成31年3月8日です。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、報告のとおり了承することといたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、平成31年第3回北見市第一農業委員会総会を閉会いた

しします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

平成31年3月25日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 岡 部 浩

署名委員 國 田 恭 一